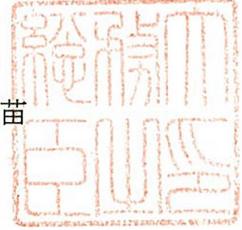




総政企第 46 号  
平成29年 3 月 21 日

統計委員会委員長  
西村 清彦 殿

総務大臣  
山本 早苗



諮問第103号  
経済産業省企業活動基本調査の変更について（諮問）

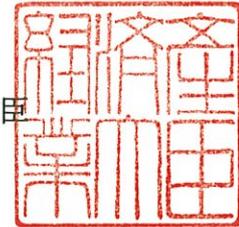
標記について、平成29年 3 月 7 日付け20170228統第 1 号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

経済産業省

20170228統第1号  
平成29年3月7日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

経済産業省企業活動基本調査

主管部課	経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室
事務担当者	田村 直紀 電話：03（3501）1831 e-mail：tamura-naoki@meti.go.jp



## 申請事項記載書

- 1 調査の名称  
経済産業省企業活動基本調査
- 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>3. 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 日本標準産業分類の次に掲げる分類に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上かつ資本金額又は出資金額3000万円以上のもの（以下「調査企業」という。）</p> <p>〔対象となる分類〕</p> <p>① 大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業 ② 大分類E－製造業 ③ 大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業（中分類35－熱供給業及び中分類36－水道業を除く。） ④ 大分類G－情報通信業（別表に掲げるもの） ⑤ 大分類I－卸売業，小売業 ⑥ 大分類J－金融業，保険業（別表に掲げるもの） ⑦ 大分類K－不動産業，物品賃貸業（別表に掲げるもの） ⑧ 大分類L－学術研究，専門・技術サービス業（別表</p>	<p>3. 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 企業活動基本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業、大分類E－製造業、大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業（中分類35－熱供給業及び中分類36－水道業を除く。）、大分類G－情報通信業（別表に掲げるもの）、大分類I－卸売業，小売業、大分類J－金融業，保険業（別表に掲げるもの）、大分類K－不動産業，物品賃貸業のうち中分類70－物品賃貸業（別表に掲げるもの）、大分類L－学術研究，専門・技術サービス業（別表に掲げるもの）、大分類M－宿泊業，飲食サービス業（別表に掲げるもの）、大分類N－生活関連サービス業，娯楽業（別表に掲げるもの）、大分類O－教育，学習支援業（別表に掲げるもの）及び大分類R－サービス業（他に分類されないもの）（別表に掲げるもの）に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上かつ資本金額又は出資金額3,000万円以上のもの（以下「調査企</p>	<p>記載内容をより明瞭にするため、変更する。</p>

<p>に掲げるもの)</p> <p>⑨ 大分類M-宿泊業, 飲食サービス業 (別表に掲げるもの)</p> <p>⑩ 大分類N-生活関連サービス業, 娯楽業 (別表に掲げるもの)</p> <p>⑪ 大分類O-教育, 学習支援業 (別表に掲げるもの)</p> <p>⑫ 大分類R-サービス業 (他に分類されないもの) (別表に掲げるもの)</p> <p>&lt;別表&gt;</p> <table border="1" data-bbox="253 646 920 922"> <tr> <td data-bbox="253 646 454 922">K-不動産業, 物品賃貸業</td> <td data-bbox="454 646 920 922">日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業 (小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業 (別掲を除く) 及び細分類7099-他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く)</td> </tr> </table>	K-不動産業, 物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業 (小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業 (別掲を除く) 及び細分類7099-他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く)	<p>業」という。) について行う。</p> <p>&lt;別表&gt;</p> <table border="1" data-bbox="978 635 1644 836"> <tr> <td data-bbox="978 635 1173 836">K-不動産業, 物品賃貸業</td> <td data-bbox="1173 635 1644 836">日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業 (小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業 (別掲を除く)、細分類7099-他に分類されない物品賃貸業 (レンタルを除く))</td> </tr> </table>	K-不動産業, 物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業 (小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業 (別掲を除く)、細分類7099-他に分類されない物品賃貸業 (レンタルを除く))	
K-不動産業, 物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業 (小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業 (別掲を除く) 及び細分類7099-他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く)					
K-不動産業, 物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業 (小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業 (別掲を除く)、細分類7099-他に分類されない物品賃貸業 (レンタルを除く))					
<p>4. 報告を求める者</p> <p>(2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)</p> <p>民間の情報などを考慮した上で経済産業省企業活動基本調査の結果に基づき、対象企業の選定を行っている。</p>	<p>4. 報告を求める者</p> <p>(2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)</p>	<p>選定の方法に関する記載を具体的に記載した。</p>				
<p>5. 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項 (詳細は調査票 (別添1) を参照)</p> <p>消費税の取扱い</p>	<p>5. 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>消費税の取扱い</p>	<p>事項を正確に記すために調査票を別添1として追加する。</p> <p>消費税の取扱いについては、</p>				

<p>(※取扱いに関する回答欄を変更)</p> <p>法人番号 (※回答欄を追加)</p> <p>⑥事業組織及び従業者数 「正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）」、「臨時雇用者」に変更</p> <p>⑧資産・負債及び純資産並びに投資 (3) 固定資産の増減 (※「有形固定資産の当期減少額」の用語の変更)</p>	<p>⑥事業組織及び従業者数 「パートタイム従業者」、「臨時・日雇雇用者」の用語</p> <p>⑧資産・負債及び純資産並びに投資 (3) 固定資産の増減</p>	<p>「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申し合わせ）」に基づく公表等を目指すことから、取扱いを明確に報告してもらうため、回答欄を変更する。</p> <p>法人番号の報告のための回答欄を追加する。</p> <p>「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府庁統計主管課長等会議申し合わせ）」に従い、「パートタイム従業者」の用語を「正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）」に、「臨時・日雇雇用者」を「臨時雇用者」に変更する。</p> <p>固定資産の増減については、「無形固定資産の当期減少額」（0445）との用語の統一性を図</p>
--	--	---

<p>⑭企業経営の方向  (※「委員会設置会社」及び「ストックオプション制度」の回答の選択肢を変更)</p>	<p>⑭企業経営の方向</p>	<p>るため、「有形固定資産の当期除却額」の用語を「有形固定資産の当期減少額」に変更する。  企業経営の方向については、政策的ニーズを踏まえ、より具体的な実態を把握するため、「委員会設置会社」及び「ストックオプション制度」に関して回答の選択肢を変更する。  別添1 調査票新旧対照表参照。</p>
<p>7. 報告を求める期間  (1) 調査の周期  1年  (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限  毎年5月16日から7月15日までの間</p>	<p>7. 報告を求める期間  (1) 調査の周期  毎年  (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限  毎年5月中旬に調査を実施する。  報告義務者は、調査期日に属する年の5月16日から7月15日までの間に提出する。</p>	<p>調査の周期については、事務処理要領に従い「毎年」を「1年」に修正する。  調査の実施期間又は調査票の提出期限については、より明瞭にするため、実際の回答期間のみの記載に変更する。</p>
<p>8. 集計事項  調査結果に基づき、産業別、規模別、地域別等で集計する。(詳細は集計事項一覧(別添2)を参照。)</p>	<p>8. 集計事項  調査結果に基づき、産業別、規模別、地域別等で集計する。(詳細は「経済産業省企業活動基本調査の表章様式」参照。)</p>	<p>秘匿箇所の多い統計表を見直す。これにより下述のとおり確報の公表の期日を1か月早める。</p>

<p>9. 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p>インターネット(経済産業省ホームページ及びe-Stat)及び印刷物により公表する。</p> <p>(2) 公表の期日</p> <p>速報は調査実施翌年の1月までに、確報は調査実施翌年の6月までに公表する。</p>	<p>①産業別：日本標準産業分類の中分類（一部小分類・細分類）</p> <p>②規模別：従業者規模、資本金規模</p> <p>③地域別：都道府県単位</p> <p>9. 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p>経済産業大臣は、集計された結果をインターネット、刊行物及び電磁的記録に記録したものを紙面又は映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する。</p> <p>(2) 公表の期日</p> <p>公表は、速報を調査実施後8ヶ月以内に、確報を調査実施後1年4ヶ月以内に行う。</p>	<p>別添2「経済産業省企業活動基本調査の表章の見直しについて」参照。</p> <p>具体的な記載に変更する。</p> <p>上述のとおり、確報の公表の期日を1か月早める。期日の記載についてより具体的に変更する。</p>
<p>10. 使用する統計基準</p> <p>調査対象範囲の画定においては日本標準産業分類を使用する。また、産業別の結果表示においては、原則として日本標準産業分類を使用する。</p>	<p>10. 使用する統計基準</p> <p>調査対象範囲の画定にあたっては、日本標準産業分類による。</p>	<p>産業別の結果表示については日本標準産業分類に完全には準拠していないため、事務処理要領に従いより具体的な記載に変更する。</p>

## 調査票新旧対照表

## 5. 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

## (1) 報告を求める事項

## 消費税の取扱い

変更案	<table border="1" data-bbox="226 480 1556 550"> <tr> <td data-bbox="226 480 495 550">(7) 消費税の取扱い (口内にしを記入)</td> <td data-bbox="495 480 562 550">0106</td> <td data-bbox="562 480 719 550">税込み <input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="719 480 887 550">税抜き <input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="887 480 1556 550">消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入してください。選択した記入方法の口内をチェックしてください。</td> </tr> </table>	(7) 消費税の取扱い (口内にしを記入)	0106	税込み <input type="checkbox"/>	税抜き <input type="checkbox"/>	消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入してください。選択した記入方法の口内をチェックしてください。
(7) 消費税の取扱い (口内にしを記入)	0106	税込み <input type="checkbox"/>	税抜き <input type="checkbox"/>	消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入してください。選択した記入方法の口内をチェックしてください。		
変更前	<table border="1" data-bbox="235 758 1570 828"> <tr> <td data-bbox="235 758 504 828">(7) 消費税の取扱い (口内にしを記入)</td> <td data-bbox="504 758 562 828">0106</td> <td data-bbox="562 758 730 828">税抜き <input type="checkbox"/></td> <td colspan="2" data-bbox="730 758 1570 828">消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入し、口内にしを記入してください。</td> </tr> </table>	(7) 消費税の取扱い (口内にしを記入)	0106	税抜き <input type="checkbox"/>	消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入し、口内にしを記入してください。	
(7) 消費税の取扱い (口内にしを記入)	0106	税抜き <input type="checkbox"/>	消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入し、口内にしを記入してください。			
変更理由	<p>「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申し合わせ)」に基づく公表等を目指すことから、消費税の取扱いを明確に報告してもらうため、回答欄を変更する。</p>					



5. 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

⑥ 事業組織及び従業者数

変更案	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">合 計 ①+②+③</td> <td style="text-align: center;">0226</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち、正社員・正職員</td> <td style="text-align: center;">0227</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち、正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）</td> <td style="text-align: center;">0228</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）（就業時間換算）</td> <td style="text-align: center;">0229</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> </table>	合 計 ①+②+③	0226					うち、正社員・正職員	0227					うち、正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）	0228					正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）（就業時間換算）	0229					<p>(注) 「うち、正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）(0228)」には、常時従業者のうち、正社員・正職員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い人の数を記入してください。</p> <p>(注) 「正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）（就業時間換算）(0229)」には、貴社の正社員・正職員の就業時間で換算し、四捨五入の上整数で記入してください。</p>
	合 計 ①+②+③	0226																								
うち、正社員・正職員	0227																									
うち、正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）	0228																									
正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）（就業時間換算）	0229																									
<p>(2) その他の従業者数 (年度末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">従業者数 (人)</th> <th style="width: 20px;"></th> <th style="width: 20px;"></th> <th style="width: 20px;"></th> <th style="width: 20px;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時雇用者</td> <td style="text-align: center;">0230</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(受入れ) 派遣従業者</td> <td style="text-align: center;">0231</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 「臨時雇用者(0230)」とは、1か月未満の期間を定めて雇用している者及び日々雇入れている者をいいます。                  (注2) 「(受入れ)派遣従業者(0231)」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま貴社と当該労働者派遣事業主との契約の下に、貴社の指揮命令を受けて、貴社の業務に従事させている従業者をいいます。</p>	区 分	従業者数 (人)					臨時雇用者	0230					(受入れ) 派遣従業者	0231												
区 分	従業者数 (人)																									
臨時雇用者	0230																									
(受入れ) 派遣従業者	0231																									
変更前	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">合 計 ①+②+③</td> <td style="text-align: center;">0226</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち、正社員・正職員</td> <td style="text-align: center;">0227</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち、パートタイム従業者</td> <td style="text-align: center;">0228</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">パートタイム従業者（就業時間換算）</td> <td style="text-align: center;">0229</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> </table>	合 計 ①+②+③	0226					うち、正社員・正職員	0227					うち、パートタイム従業者	0228					パートタイム従業者（就業時間換算）	0229					<p>(注) 「うち、パートタイム従業者(0228)」には、常時従業者のうち、正社員・正職員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い人の数を記入してください。</p> <p>(注) 「パートタイム従業者（就業時間換算）(0229)」には、貴社の正社員・正職員の就業時間で換算し、四捨五入の上整数で記入してください。</p>
	合 計 ①+②+③	0226																								
うち、正社員・正職員	0227																									
うち、パートタイム従業者	0228																									
パートタイム従業者（就業時間換算）	0229																									
<p>(2) その他の従業者数 (年度末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">従業者数 (人)</th> <th style="width: 20px;"></th> <th style="width: 20px;"></th> <th style="width: 20px;"></th> <th style="width: 20px;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時・日雇雇用者</td> <td style="text-align: center;">0230</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(受入れ) 派遣従業者</td> <td style="text-align: center;">0231</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 「臨時・日雇雇用者(0230)」とは、1か月未満の期間を定めて雇用している者及び日々雇入れている者をいいます。                  (注2) 「(受入れ)派遣従業者(0231)」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま貴社と当該労働者派遣事業主との契約の下に、貴社の指揮命令を受けて、貴社の業務に従事させている従業者をいいます。</p>	区 分	従業者数 (人)					臨時・日雇雇用者	0230					(受入れ) 派遣従業者	0231												
区 分	従業者数 (人)																									
臨時・日雇雇用者	0230																									
(受入れ) 派遣従業者	0231																									
変更理由	<p>「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン(平成27年5月19日 各府庁統計主管課長等会議申合せ)」に従い、「パートタイム従業者」の用語を「正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)」に、「臨時・日雇雇用者」を「臨時雇用者」に変更する。</p>																									

5. 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

⑧資産・負債及び純資産並びに投資

(3) 固定資産の増減

変更案	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>十 兆</th> <th>兆</th> <th>千 億</th> <th>百 億</th> <th>十 億</th> <th>億</th> <th>千 万</th> <th>百 万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産の当期減少額</td> <td>0444</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産の当期減少額</td> <td>0445</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	十 兆	兆	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万円	有形固定資産の当期減少額	0444								無形固定資産の当期減少額	0445							
	区 分	十 兆	兆	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万円																			
	有形固定資産の当期減少額	0444																										
無形固定資産の当期減少額	0445																											
変更前	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>十 兆</th> <th>兆</th> <th>千 億</th> <th>百 億</th> <th>十 億</th> <th>億</th> <th>千 万</th> <th>百 万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産の当期除却額</td> <td>0444</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産の当期減少額</td> <td>0445</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	十 兆	兆	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万円	有形固定資産の当期除却額	0444								無形固定資産の当期減少額	0445							
区 分	十 兆	兆	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万円																				
有形固定資産の当期除却額	0444																											
無形固定資産の当期減少額	0445																											
変更理由	「無形固定資産の当期減少額」(0445)との用語の統一性を図るため、「有形固定資産の当期除却額」の用語を「有形固定資産の当期減少額」に変更する。																											

5. 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

⑭ 企業経営の方向

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変更案</p>	<p>(2) 貴社の機関設計について、該当する番号に○を付けてください。(年度末現在)</p> <p><input type="checkbox"/> 1002    1. 監査役(会)設置会社である    2. 指名委員会等設置会社である</p> <p>                  3. 監査等委員会設置会社である    4. その他</p> <p>(3) ストックオプション制度の実施状況について、該当する番号すべてに○を付けてください。(年度末現在)</p> <p><input type="checkbox"/> 1003    1. 取締役等向けに実施    2. 従業員向けに実施    3. 実施していない</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変更前</p>	<p>(2) 指名委員会等設置会社ですか。該当する番号に○を付けてください</p> <p><input type="checkbox"/> 1002    1. はい    2. いいえ</p> <p>(3) ストックオプション制度について、設問の該当する番号に○を付けてください</p> <p><input type="checkbox"/> 1003    ストックオプションの実施状況    1. 実施している    2. 実施していない</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変更理由</p>	<p>政策的ニーズを踏まえ、より具体的な実態を把握するため、「委員会設置会社」及び「ストックオプション制度」に関して、設問方法及び回答の選択肢を変更する。</p>

## 経済産業省企業活動基本調査の表章の見直しについて

経済産業省企業活動基本調査の表章(現行)		見直し内容		経済産業省企業活動基本調査の表章(変更後)	
		内容	詳細		
第1巻 総合統計表				第1巻 総合統計表	
第1表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数			第1表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数
第2表	産業別、 <b>従業者規模別、資本金規模別</b> 、企業数、総資産、売上高、付加価値額	表章の削除	総資産、売上高、付加価値額の表章を止め、「産業別、従業者規模別、資本金規模別、企業数」に変更	第2表	産業別、 <b>従業者規模別、資本金規模別、企業数</b> (※変更前:産業別、従業者規模別、資本金規模別、企業数、 <b>総資産、売上高、付加価値額</b> )
第3-1表	産業別、 <b>資本金規模別</b> 、企業数、売上高、経常利益、資産、負債及び純資産、剰余金の配当状況	産業別表章の修正		第3-1表	産業別、 <b>資本金規模別</b> 、企業数、売上高、経常利益、資産、負債及び純資産、剰余金の配当状況
第3-2表	産業別、 <b>資本金規模別</b> 、企業数、固定資産の当期取得額・除却額	産業別表章の修正		第3-2表	産業別、 <b>資本金規模別</b> 、企業数、固定資産の当期取得額・除却額
第4表	産業別、 <b>資本金規模別</b> 、企業数、売上高、経常利益、当期純資産、付加価値額、営業費用、営業利益、営業外利益、営業外費用	産業別表章の修正		第4表	産業別、 <b>資本金規模別</b> 、企業数、売上高、経常利益、当期純資産、付加価値額、営業費用、営業利益、営業外利益、営業外費用
第5表	産業別、設立形態別、設立年別企業数			第5表	産業別、設立形態別、設立年別企業数
第6表	産業別、組織再編行為別企業数			第6表	産業別、組織再編行為別企業数
第7表	産業別、企業数、事業組織別事業所保有数			第7表	産業別、企業数、事業組織別事業所保有数
第8表	産業別、企業数、事業組織別従業者数	表頭の修正	「パートタイム従業者」、「臨時・日雇雇用者」欄を調査項目に併せて変更	第8表	産業別、企業数、事業組織別従業者数
第9表	産業別、企業数、事業所数、研究開発(受委託を含む)への取組状況			第9表	産業別、企業数、事業所数、研究開発(受委託を含む)への取組状況
第10表	産業別、企業数、売上高、研究開発費及び売上高比率、受託研究費、研究開発投資、能力開発費			第10表	産業別、企業数、売上高、研究開発費及び売上高比率、受託研究費、受託研究費、研究開発投資、能力開発費
第11表	産業別、企業数、特許権、実用新案権、意匠権別の所有件数及び使用件数			第11表	産業別、企業数、特許権、実用新案権、意匠権別の所有件数及び使用件数
第12表	産業別、企業数、技術取引の受取金額			第12表	産業別、企業数、技術取引の受取金額
第13表	産業別、企業数、技術取引の支払金額			第13表	産業別、企業数、技術取引の支払金額
第14表	産業別、企業数、取締役の人数、委員会設置会社の状況、ストックオプション制度の実施状況	表頭の修正	「委員会設置会社」、「ストックオプション制度」欄を調査項目に合わせて変更	第14表	産業別、企業数、取締役の人数、 <b>機関設計の状況</b> 、ストックオプション制度の実施状況(※変更前:委員会設置会社の状況)
第15表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数			第15表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数
第16表	産業別、都道府県別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数			第16表	産業別、都道府県別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数
第2巻 事業多角化等統計表				第2巻 事業多角化等統計表	
第1表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数			第1表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数
第2表	産業別、 <b>事業形態別</b> 、企業数、部門別売上高、営業費用、費用の内訳、情報処理・通信費、支払リース料、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、当期純利益、付加価値額	産業別表章の修正		第2表	産業別、 <b>事業形態別</b> 、企業数、部門別売上高、営業費用、費用の内訳、情報処理・通信費、支払リース料、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、当期純利益、付加価値額
第3表	産業別、 <b>事業活動別</b> 、企業数、売上高	産業別表章の修正		第3表	産業別、 <b>事業活動別</b> 、企業数、売上高
第4表	産業別、 <b>従業者規模別</b> 、企業数、売上高及びモノの輸出額、売上原価、仕入高及びモノの輸入額	産業別表章の修正		第4表	産業別、 <b>従業者規模別</b> 、企業数、売上高及びモノの輸出額、売上原価、仕入高及びモノの輸入額
第5表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、部門別売上高、営業費用、営業利益、モノの輸出額、モノの輸入額、総資産、子会社・関連会社の保有社数			第5表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、部門別売上高、営業費用、営業利益、モノの輸出額、モノの輸入額、総資産、子会社・関連会社の保有社数
第6-1表	産業別、モノの輸出企業数、モノの輸出企業の売上高、モノの輸出額、地域別のモノの輸出額、モノ以外の輸出企業数、モノ以外のサービスの海外からの受取金額			第6-1表	産業別、モノの輸出企業数、モノの輸出企業の売上高、モノの輸出額、地域別のモノの輸出額、モノ以外の輸出企業数、モノ以外のサービスの海外からの受取金額
第6-2表	産業別、モノの輸出企業数、モノの輸出比率別企業数			第6-2表	産業別、モノの輸出企業数、モノの輸出比率別企業数
第7-1表	産業別、モノの輸入企業数、モノの輸入企業の仕入高、モノの輸入額、地域別のモノの輸入額、モノ以外の輸入企業数、モノ以外のサービスの海外への支払金額			第7-1表	産業別、モノの輸入企業数、モノの輸入企業の仕入高、モノの輸入額、地域別のモノの輸入額、モノ以外の輸入企業数、モノ以外のサービスの海外への支払金額
第7-2表	産業別、モノの輸入企業数、モノの輸入比率別企業数			第7-2表	産業別、モノの輸入企業数、モノの輸入比率別企業数
第8表	産業別、事業形態別、子会社・関連会社保有企業数、議決権所有割合別、国内・海外別、子会社・関連会社数			第8表	産業別、事業形態別、子会社・関連会社保有企業数、議決権所有割合別、国内・海外別、子会社・関連会社数
第9表	産業別、 <b>業務の外部委託内容別</b> 企業数			第9表	産業別、 <b>業務の外部委託内容別</b> 企業数
第10表	産業別、 <b>製造委託</b> の金額			第10表	産業別、 <b>製造委託</b> の金額
第11表	産業別、 <b>製造委託以外の委託分野別</b> 、国内・海外別企業数及び業務委託金額			第11表	産業別、 <b>製造委託以外の委託分野別</b> 、国内・海外別企業数及び業務委託金額
第3巻 子会社等統計表				第3巻 子会社等統計表	
第1表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数			第1表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数
第2表	産業別、子会社・関連会社保有の企業数、議決権所有割合別、国内・海外別、子会社業種別社数			第2表	産業別、子会社・関連会社保有の企業数、議決権所有割合別、国内・海外別、子会社業種別社数
第3表	産業別、海外子会社・関連会社保有の企業数、議決権所有割合別、地域別、子会社業種別社数			第3表	産業別、海外子会社・関連会社保有の企業数、議決権所有割合別、地域別、子会社業種別社数
第4表	産業別、 <b>企業数、関係会社への投融資額等</b>			第4表	産業別、 <b>企業数、関係会社への投融資額等</b>
第5表	産業別、 <b>子会社・関連会社の増加・減少企業数及び国内・海外別保有社数</b>			第5表	産業別、 <b>子会社・関連会社の増加・減少企業数及び国内・海外別保有社数</b>
第6表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、部門別売上高、営業費用、営業利益、モノの輸出額、モノの輸入額、総資産、子会社・関連会社の保有社数			第6表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、部門別売上高、営業費用、営業利益、モノの輸出額、モノの輸入額、総資産、子会社・関連会社の保有社数
第7表	産業別、 <b>親会社業種別</b> 、議決権所有割合別、国内・海外別社数	表頭の修正	「関連会社の議決権所有割合について、「20%超～50%以下」欄を「20%以上～50%以下」に変更	第7表	産業別、 <b>親会社業種別</b> 、議決権所有割合別、国内・海外別社数
第8表	産業別、 <b>親会社業種別</b> 、親会社の経営形態別、連結対象関係別の企業数			第8表	産業別、 <b>親会社業種別</b> 、親会社の経営形態別、連結対象関係別の企業数

産業別表章の変更

	大分類ベース	中分類ベース	小分類ベース
総合計			
合計			
鉱業、採石業、砂利採取業	○	—	—
製造業	○	○	○→×
電気・ガス業	○	○	—
情報通信業	○	○	—
卸売業	○	○	—
小売業	○	○	—
クレジットカード業、割賦金融業	○	○	—
物品賃貸業	○	○	—
学術研究、専門・技術サービス業	○	○	—
飲食サービス業	○	○	—
生活関連サービス業、娯楽業	○	○	—
個人教授所	○	○	—
サービス業(その他のサービス業を除く)	○	○	—
サービス業(その他のサービス業)			
その他の産業			

経済産業省企業活動基本調査計画(変更後)

1. 調査の名称

経済産業省企業活動基本調査

2. 調査の目的

経済産業省企業活動基本調査(以下「企業活動基本調査」という。)は、企業の活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3. 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類の次に掲げる分類に属する事業所を有する企業のうち、従業員 50 人以上かつ資本金額又は出資金額 3000 万円以上のもの(以下「調査企業」という。)

[対象となる分類]

- ① 大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業
- ② 大分類E－製造業
- ③ 大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業（中分類 35－熱供給業及び中分類 36－水道業を除く。）
- ④ 大分類G－情報通信業（別表に掲げるもの）
- ⑤ 大分類I－卸売業，小売業
- ⑥ 大分類J－金融業，保険業（別表に掲げるもの）
- ⑦ 大分類K－不動産業，物品賃貸業（別表に掲げるもの）
- ⑧ 大分類L－学術研究，専門・技術サービス業（別表に掲げるもの）
- ⑨ 大分類M－宿泊業，飲食サービス業（別表に掲げるもの）
- ⑩ 大分類N－生活関連サービス業，娯楽業（別表に掲げるもの）
- ⑪ 大分類O－教育，学習支援業（別表に掲げるもの）
- ⑫ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）（別表に掲げるもの）

<別表>

G－情報通信業	日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業及び小分類392-情報処理・提供サービス業、中分類40-インターネット附随サービス業、細分類4111-映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業，アニメーション制作業を除く）、細分類4112-テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）、細分類4113-アニメーション制作業、小分類413-新聞業及び小分類414-出版業
J－金融業，保険業	日本標準産業分類に掲げる小分類643-クレジットカード業，割賦金融業
K－不動産業，物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業（小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物品賃貸業（別掲を除く）及び細分類7099-他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く）

L－学術研究，専門・技術サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類71-学術・開発研究機関、小分類726-デザイン業、中分類73-広告業、中分類74-技術サービス業（他に分類されないもの）のうち小分類743-機械設計業、小分類744-商品・非破壊検査業、小分類745-計量証明業、小分類746-写真業及び小分類749-その他の技術サービス業
M－宿泊業，飲食サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類76-飲食店（細分類7622-料亭、小分類765-酒場，ビアホール及び小分類766-バー，キャバレー，ナイトクラブを除く）、中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業
N－生活関連サービス業，娯楽業	日本標準産業分類に掲げる中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業（小分類785-その他の公衆浴場業は除く。）、中分類79-その他の生活関連サービス業（小分類791-旅行業及び細分類7999-他に分類されないその他の生活関連サービス業は除く。）、小分類801-映画館、小分類804-スポーツ施設提供業（細分類8041-スポーツ施設提供業（別掲を除く）を除く。）及び小分類805-公園，遊園地
O－教育，学習支援業	日本標準産業分類に掲げる細分類8245-外国語会話教授業及び細分類8249-その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）
R－サービス業（他に分類されないもの）	日本標準産業分類に掲げる中分類88-廃棄物処理業、中分類90-機械等修理業（別掲を除く）、中分類91-職業紹介・労働者派遣業、中分類92-その他の事業サービス業（小分類922-建物サービス業及び小分類923-警備業を除く。）

#### 4. 報告を求める者

##### (1) 数

約38,000

##### (2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

民間の情報などを考慮した上で経済産業省企業活動基本調査の結果に基づき、対象企業の選定を行っている。

##### (3) 報告義務者

調査企業を代表する者

#### 5. 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

##### (1) 報告を求める事項（詳細は調査票（別添1）を参照）

- ①企業の名称、所在地及び法人番号
- ②資本金額又は出資金額
- ③企業の設立形態及び設立時期
- ④直近1年間の組織再編行為の状況
- ⑤企業の決算月
- ⑥事業組織及び従業者数
- ⑦親会社、子会社・関連会社の状況
- ⑧資産・負債及び純資産並びに投資
- ⑨事業内容
- ⑩取引状況

- ⑪事業の外部委託の状況
- ⑫研究開発、能力開発
- ⑬技術の所有及び取引状況
- ⑭企業経営の方向

- (2) 基準となる期日又は期間  
毎年3月31日現在によって行う。

## 6. 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査組織

経済産業省-民間事業者-報告者

### (2) 調査方法 ( 調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他 ( ) )

#### ア 調査票の配布

企業活動基本調査は、経済産業大臣が報告義務者に郵送配布する企業活動基本調査票 (以下「調査票」という。) によって行う。

#### イ 調査票の提出

調査票の提出は、次のいずれかの方法による。

##### ①調査票による提出

報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名した上、郵送にて経済産業大臣に提出する。

##### ②電子情報処理組織による提出

a 報告義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成14年法律第151号) 第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、7 (2) に規定する提出期日までに提出する。

b 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、前記 a の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣に提出したものとす

る。

#### ウ 他統計調査からのデータ移送

①調査企業のうち科学技術研究調査規則 (昭和56年総理府令第33号) 第4条に規定する調査組織体に該当するものであって、資本金10億円以上のものに係る企業活動基本調査は、5 (1) ⑫に掲げる調査事項にあつては、6 (2) ア、イの規定にかかわらず、経済産業大臣が、科学技術研究調査規則第8条第3項の規定により総務大臣に提出された科学技術研究調査の調査票から科学技術研究調査規則第6条第1項第4号イ、ロ及びハに掲げる事項に係る内容を電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) に記録することによって行う。

②調査企業のうち法人企業統計調査規則 (昭和45年大蔵省令第48号) 第5条に規定する調査対象法人に該当するものであって、資本金5億円以上のものに係る企業活動基本調査は、5 (1) ⑧、⑨に掲げる調査事項にあつては、6 (2) ア、イの規定にかかわらず、経済産業大臣が、法人企業統計調査規則第8条第2項の規定により財務大臣に提出された年次別法人企業統計調査の調査票から法人企業統計調査規則第6条第1項第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に掲げる事項に係る内容を電磁的記録に記録することによって行う。

③前記①及び②の規定により作成された電磁的記録については、これを6 (2) イ

①の規定により経済産業大臣に提出された調査票の内容とみなす。

エ 民間事業者に委託する業務

民間事業者に委託する業務は、企業活動基本調査における調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務とする。

7. 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月16日から7月15日までの間

8. 集計事項

調査結果に基づき、産業別、規模別、地域別等で集計する。(詳細は集計事項一覧(別添2)を参照。)

9. 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

インターネット(経済産業省ホームページ及びe-Stat)及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

速報は調査実施翌年の1月までに、確報は調査実施翌年の6月までに公表する。

10. 使用する統計基準

調査対象範囲の画定においては日本標準産業分類を使用する。また、産業別の結果表示においては、原則として日本標準産業分類を使用する。

11. 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
調査票	2年	経済産業大臣
調査票を収録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12. 立入検査等の対象とすることができる事項

企業活動基本調査に関する事務に従事する者は、統計法第15条の規定に基づき、必要な場所に立ち入り、「5.(1)報告を求める事項」の各号に掲げる事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対して質問することができる。



2 事業組織及び従業者数

平成30年調査

(1) 事業組織別事業所数及び常時従業者数

(年度末現在)

区 分		事業所数	常時従業者数 (人)
本 社 ・ 本 店	本社機能部門		
	調査・企画部門	0201	
	情報処理部門	0202	
	研究開発部門	0203	
	国際事業部門	0204	
	その他の部門（総務、経理、人事等）	0205	
	<b>本社機能部門計 ①</b>	0206	
	現業部門		
	製造・鉱山、電気・ガス事業部門	0207	
	商業事業部門	0208	
	飲食店部門	0209	
	情報サービス事業部門	0210	
サービス事業部門	0211		
その他の部門（上記以外の部門）	0212		
<b>現業部門計 ②</b>	0213		
<b>計 ①(①+②)</b>	0214		

(注) 「常時従業者数」には、有給役員、常用雇用者（正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者）の数を記入してください。

(注) 「情報サービス事業部門（0210）、情報サービス事業所（0218）」は、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附属サービス業、映画・ビデオ制作業、テレビ番組制作業、新聞業、出版業の業務を行っている部門・事業所です。

(注) 「本社・本店」の事業所数については、本社・本店の数を「計（0214）」のみ記入してください。「常時従業者数」については、各部門ごとに記入してください。

区 分		事業所数	常時従業者数 (人)
本 社 ・ 本 店 以 外	国内（本社・本店併設のものを除く）		
	製造・鉱業、電気・ガス事業所	0215	
	商業事業所（商業店舗、鉱業・製造業の支店、支店、営業所等）	0216	
	飲食店	0217	
	情報サービス事業所	0218	
	サービス事業所	0219	
	研究所	0220	
	倉庫・輸送・配送等事業所	0221	
	その他（上記以外の事業所）	0222	
	海外	0223	
海外支社、支店、駐在所等	0223		
<b>計 ②</b>	0224		
他企業等への出向者	③	0225	
<b>合 計 ①+②+③</b>	0226		
うち、正社員・正職員	0227		
うち、正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）	0228		
正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）(就業時間換算)	0229		

(注) 事業所数は、「本社・本店の計（0214）」、「本社・本店以外（0215～0224、0226）」に記入してください。

(注) 「本社・本店以外」については、各事業所（海外を含む）ごとに「事業所数」、「常時従業者数」とも記入してください。

(注) 「他企業等への出向者（0225）」には、主として貴社で給与を支払っている子会社、関連会社などへの出向者の数を記入してください。

(注) 「うち、正社員・正職員（0227）」には、常時従業者のうち、正社員・正職員として処遇している人の数を記入してください。

(注) 「うち、正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）（0228）」には、常時従業者のうち、正社員・正職員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い人の数を記入してください。

(2) その他の従業者数

(年度末現在)

区 分	従業者数 (人)
臨時雇用者	0230
(受入れ) 派遣従業者	0231

(注1) 「臨時雇用者（0230）」とは、1か月未満の期間を定めて雇用している者及び日々雇入れている者をいいます。  
 (注2) 「(受入れ) 派遣従業者（0231）」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま貴社と当該労働者派遣事業主との契約の下に、貴社の指揮命令を受けて、貴社の業務に従事させている従業員

(注) 「正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）(就業時間換算)（0229）」には、貴社の正社員・正職員の就業時間で換算し、四捨五入の上整数で記入してください。

### 3 親会社、子会社・関連会社の状況

平成30年調査

#### (1) 親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合

**親会社とは、貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。**

ただし50%以下であっても、貴社の経営を実質的に支配している場合も含まれます。(年度末現在)

親会社の有無	0300	親会社の有無について、該当する番号を選んで○を付けてください。 1. 親会社がある 2. 親会社はない (2)子会社・関連会社の所有状況へ)			
親会社の名称					
親会社の証券コード	0301	親会社が上場会社の場合は親会社の証券コードを記入してください。			
親会社の所在地	0302	都道府県番号	国分類番号	国名	
親会社の経営形態及び業種名	親会社の経営形態について、該当する番号に○を付け、業種名、業種分類番号を記入してください。				
	0303	1. 親会社は純粋持株会社である → 業種分類番号は990を記入してください。その場合業種名は不要です。 2. 親会社は事業持株会社である 3. その他			
	0304	業種名	業種分類番号		
親会社の議決権所有割合	0305	貴社に対する親会社の議決権所有割合を小数点第1位まで記入してください。			
親会社との連結関係	貴社と親会社の連結関係について、該当する番号に○を付けてください。				
	0306	1. 連結子会社 (親会社が連結決算をしている) 2. 非連結子会社 (親会社が連結決算をしている) 3. 親会社が連結決算をしていない			

(注1) 親会社が国内にある場合は、親会社の所在地の都道府県番号、海外にある場合は、国分類番号、国名を記入してください。  
(注2) 都道府県番号、国分類番号及び業種分類番号は「企業活動基本調査用分類表」を参照してください。

(注1) 純粋持株会社とは、事業活動を営むことを目的とするのではなく、他の複数の会社の株式を所有することによって、それらを支配することを主たる目的とし、グループ全体の経営計画立案などに携わる会社をいいます。  
(注2) 事業持株会社とは、事業活動を営み、かつ複数の会社の株式を所有することによって、それらを支配することを目的とした会社をいいます。その際、単なる親子関係は該当しません。

#### (2) 子会社・関連会社の所有状況

##### ① 子会社・関連会社の有無

子会社・関連会社の有無について、該当する番号を選んで○を付けてください。

0310 1. 子会社・関連会社がある 2. 子会社・関連会社はない (3)子会社・関連会社の増加、減少へ

##### ② 子会社・関連会社の所有状況

(年度末現在)

議決権所有割合	業種分類番号	子会社・関連会社の数								
		国内	海外	アジア		ヨーロッパ	北米	その他の地域		
				うち、中国(含、香港)						
子会社	100%	0311								
	100%未満 ~50%超 (注2)	0312								
関連会社	50%以下 ~20%以上 (注3)	0313								

(注1) 議決権は、議決権の付与が一部であるものを含みます。  
(注2) 子会社とは、貴社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。また、その子会社あるいは貴社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社も含まれます。50%以下であっても貴社が実質的に支配している会社も含まれます。  
(注3) 関連会社とは、貴社が20%以上~50%以下の議決権を所有している会社をいいます。また、15%以上20%未満であっても、重要な影響を与えることができる会社を含みます。  
(注4) 業種分類番号は、「企業活動基本調査用分類表」の区分に従って分類番号を記入してください。  
(注5) 子会社・関連会社を所有する場合、4ページの「4(2)関係会社への投資額等」にも記入してください。  
(注6) 休眠中の会社は含めないでください。  
(注7) 記入欄が足りない場合は、「調査票の記入手引」の「補助用紙」に記入し、左端に貼付してください。

#### (3) 子会社・関連会社の増加、減少

当該年度に増加、減少した子会社及び関連会社数を記入してください。

(年度)

(年度)

区分	業種分類番号	増加社数			
		国内		海外	
		子会社	関連会社	子会社	関連会社
年度内計	0321				
新規設立	0322				
分社化	0323				
買収	0324				
その他(上記以外)	0325				

区分	業種分類番号	減少社数			
		国内		海外	
		子会社	関連会社	子会社	関連会社
年度内計	0326				
閉鎖・廃業	0327				
統合	0328				
売却	0329				
その他(上記以外)	0330				

(注1) 子会社、関連会社の記入には、(2) (注2) 及び (注3) を参照してください。  
(注2) 「分社化(0323)」とは、企業が事業又は組織の一部を分離し、別会社(子会社・関連会社)を設立した場合をいいます。  
(注3) 「買収(0324)」とは、議決権を所有した場合をいいます。  
(注4) 「閉鎖・廃業(0327)」とは、事業活動を停止し、継続しない場合をいいます。  
(注5) 「統合(0328)」とは、子会社・関連会社間の合併等の場合をいいます。  
(注6) 「売却(0329)」とは、議決権を他社に譲渡した場合をいいます。

4 資産・負債及び純資産並びに投資

平成30年調査

(1) 資産・負債及び純資産

(年度末現在)

科 目		十	兆	千	百	十	億	億	千	百	万	円	科 目		十	兆	千	百	十	億	億	千	百	万	円		
資 産	流 動 資 産	0401											負 債	流 動 負 債	0411												
	うち、棚卸資産	0402												うち、支払手形・買掛金	0412												
	固 定 資 産	0403													うち、短期借入金(金融機関)	0413											
		有 形 固 定 資 産	0404												うち、短期借入金(金融機関以外)	0414											
	うち、土地以外	0405												固 定 負 債	0415												
	無 形 固 定 資 産	0406													うち、社債(転換社債を含む)	0416											
		うち、ソフトウェア	0407												うち、長期借入金(金融機関)	0417											
	投資その他の資産	0408												うち、長期借入金(金融機関以外)	0418												
	繰 延 資 産	0409												株 主 資 本													
	資 本 金	0419												資 本 剰 余 金	0420												
資 産 合 計	0410												利 益 剰 余 金	0421													
													自 己 株 式	0422													
													そ の 他	0423													
													負 債 及 び 純 資 産 合 計	0424													

(注) 「その他(0423)」には、土地の再評価差額金、金融商品に係る時価評価差額金等が該当します。

(2) 関係会社への投資額等

(年度末現在)

区 分	国 内							海 外										
	十	兆	千	百	十	億	億	十	兆	千	百	十	億	億	千	百	万	円
関係会社への投融資残高	0431																	
うち、株式及び出資金残高	0432																	
うち、長期貸付金	0433																	

(注1) 3ページの「3 親会社、子会社・関連会社の状況」に記入された場合、「関係会社への投融資残高(0431~0433)」に記入してください。

(注2) 関係会社とは、子会社、関連会社及び親会社をいいます。

(3) 固定資産の増減

(年度)

区 分	十	兆	千	百	十	億	億	千	百	万	円	区 分	十	兆	千	百	十	億	億	千	百	万	円	
有形固定資産の当期取得額	0441											有形固定資産の当期減少額	0444											
うち、情報化投資	0442											無形固定資産の当期取得額	0443											
無形固定資産の当期取得額	0443											無形固定資産の当期減少額	0445											

(4) 剰余金の配当状況

(年度)

区 分	千	百	十	億	千	百	万	円
配当金(中間配当額を含む)	0451							

5 事業内容

(1) 売上高及び費用等

(年度)

科 目	十	兆	千	百	十	億	億	千	百	万	円
売 上 高	0501										
営 業 費 用											
売 上 原 価	0502										
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	0503										
営 業 外 損 益											
営 業 外 収 益	0504										
営 業 外 費 用	0505										
うち、支払利息等	0506										
経 常 利 益 (△ 損 失)	0507										
当 期 純 利 益 (△ 損 失)	0508										

「売上高(0501)」の内訳を記入してください。  
 「売上高(0501)」は、  
 ①自社製産品・製造品、電気・ガス・熱供給・水道売上高  
 ②加工賃収入額  
 ③卸売・小売、宿泊、飲食サービス売上高  
 ④サービス事業収入額



(2) 費用の内訳(特掲)

(年度)

科 目	十	兆	千	百	十	億	億	千	百	万	円
広 告 宣 伝 費	0511										
荷 造 運 搬 費	0512										
減 価 償 却 費	0513										
給 与 総 額 (賞 与 を 含 む)	0514										
福 利 厚 生 費 (退 職 金 を 含 む)	0515										
動 産 ・ 不 動 産 賃 借 料	0516										
租 税 公 課	0517										

(注) 各費用科目には「販売費及び一般管理費(0503)」に属する経費と、「売上原価(0502)」に属する経費の合計額を記入してください。

(注) 情報処理・通信費 = 「情報処理経費」 + 「通信費」  
 ・コンピュータによる情報処理やデータ通信等の専門部署における情報処理費用と電話、郵便等の通信費の合計金額  
 ・コンピュータによる情報通信費には、導入諸掛り、リース・レンタル料、保守料、回線使用料、ソフトウェア委託料及び購買費、パンチ委託料、計算委託料、オンラインサービス料等を含みます。

(3) 情報処理・通信費

(年度)

科 目	十	兆	千	百	十	億	億	千	百	万	円
情報処理・通信費	0520										

(4) リース契約により使用している設備に係る支払いリース料

(年度)

科 目	十	兆	千	百	十	億	億	千	百	万	円
支払リース料	0530										

(注) 当該年度にリース契約に基づいて支払った金額を記入してください。  
 リース契約とは、長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含みません。

資本金5億円以上の企業で、財務省の「法人企業統計年次別調査票を提出される企業については、色分けした調査事項(0401, 0424, 0445, 0502, 0508, 0513, 0517)については記入の必要はありません。

(5) 売上高の内訳

平成30年調査

「売上高(0501)」について、その内訳を次の①～⑤に「企業活動基本調査用分類表」の品目分類または事業分類の区分に従って、売上高または収入額の多い順番に、**分類番号毎にまとめて**、主要な取扱品名または事業の具体的な名称及び金額を記入してください。

①～⑤のそれぞれの売上高又は収入額の計と内訳は一致します。また、①～⑤の売上高又は収入額の合計は、「売上高(0501)」と一致します。

① 自社鉱産品・製造品、電気・ガス・熱供給・水道売上高 (年度)

0531 売上高上位より	分類番号			主 要 品 名	十 兆	兆	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万 円
	9	9	1									
	9	9	1	そ の 他								
	計											

(注) 分類番号は、  
 「鉱業」…………… 051  
 「製造業」……………091～320  
 「電気・ガス・熱供給・水道業」……………331～360  
 が該当します。  
 自社製造品であっても、消費者(産業用使用者を除く)に直接販売をする場合は、「製造小売」として、③「卸売・小売、宿泊、飲食サービス売上高」

② 加工賃収入額 (年度)

0532 収入額上位より	分類番号			主 要 品 名	十 兆	兆	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万 円
	9	9	2									
	9	9	2	そ の 他								
	計											

(注) 分類番号は、  
 「製造業」……………091～320  
 が該当します。  
 「加工賃収入額」には、他企業から支給された原材料、半製品、部分品を加工した収入額を記

③ 卸売・小売、宿泊、飲食サービス売上高 (年度)

0533 売上高上位より	分類番号			主 要 品 名	十 兆	兆	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万 円
	9	9	3									
				卸売・小売・宿泊・飲食サービス								
				卸売・小売・宿泊・飲食サービス								
				卸売・小売・宿泊・飲食サービス								
				卸売・小売・宿泊・飲食サービス								
				卸売・小売・宿泊・飲食サービス								
	9	9	3	そ の 他 卸売・小売・宿泊・飲食サービス								
	計											

(注) 分類番号は、  
 「卸売業」…………… 511～559  
 「小売業」…………… 570～610  
 「宿泊業」……………750  
 「飲食サービス業」……………760、766、770  
 が該当します。  
 同一商品であっても「卸売」、「小売」では分類番号が異なりますので、分けて記入してください。  
 カッコ内の「卸売」、「小売」、「宿泊」、「飲食サービス」の区分に○を付けてください。

④ サービス事業収入額 (年度)

0534 収入額上位より	分類番号			主 要 事 業 名	十 兆	兆	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万 円
	9	9	4									
	9	9	4	そ の 他								
	計											

(注) 分類番号は、  
 「サービス業」……………702～710  
 726～746  
 781～809  
 880～929  
 が該当します。  
 サービス業においては、営業収入等の内訳を記入してください。

⑤ その他の事業収入額 (年度)

0535 収入額上位より	分類番号			主 要 事 業 名	十 兆	兆	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万 円
	9	9	5									
	9	9	5	そ の 他								
	計											

(注) 分類番号は、  
 「情報通信業」……………371～419  
 「金融・保険業」……………621、643  
 「医療・福祉業」……………830  
 「教育・学習支援業」……………811、824  
 「農林水産業」……………010～030  
 「建設業」……………060  
 「運輸業」……………440～480  
 「不動産業」……………680～693  
 「複合サービス事業」……………860、870  
 が該当します。

(注1) 品目又は事業の内訳金額は、それぞれの売上高または収入額全体に占める割合が**95%の金額を超えるまで**必ず分類区分してください。  
 (注2) 残りの金額については、その内訳が多分野にわたる場合は、分類区分を省略して「991その他」～「995その他」に一括計上しても差し支えありません。  
 (注3) 記入欄が足りない場合は、「調査票の記入手引」の「補助用紙」に記入し、左端に貼付してください。

## 6 取引状況

### (1) 売上高の取引状況

(年度)

区 分		取引額								うち、関係会社							
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
売上高	0601																
うち、モノの輸出額	0602																
アジア	0603																
うち、中国 (含、香港)	0604																
中東	0605																
ヨーロッパ	0606																
北米	0607																
その他の地域	0608																

(注1) **関係会社とは**、子会社、関連会社及び親会社をいいます。

(注2) 「売上高(0601)」の取引額は、4ページ5(1)中の「売上高(0501)」の数値と一致します。

(注3) 「うち、モノの輸出額(0602)」は、**自社名義**で通関手続きを行った輸出額を記入してください。

(注) 地域区分については、「**企業活動基本調査用分類表**」の「**国分類表(地域を含む)**」に従って記入してください。

### (2) 仕入高(モノ)の取引状況

(年度)

区 分		取引額								うち、関係会社							
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
仕入高(モノ)	0609																
うち、モノの輸入額	0610																
アジア	0611																
うち、中国 (含、香港)	0612																
中東	0613																
ヨーロッパ	0614																
北米	0615																
その他の地域	0616																

(注1) 関係会社の記入には、6(1)(注1)を参照してください。

(注2) 「仕入高(モノ)(0609)」の取引額は、4ページ5(1)中の「売上原価(0502)」のうちの商品仕入高、原材料仕入高等の国内及び海外仕入高の合計を記入してください。  
サービス取引(運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフト、文化、興行等の各種サービス、特許権等使用料等)については含めないでください。

(注3) 「うち、モノの輸入額(0610)」は、**自社名義**で通関手続きを行った輸入額を記入してください。

### (3) モノ以外のサービスに関する国際取引

(年度)

区 分		取引額								うち、関係会社							
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
海外からの受取金額	0617																
海外への支払金額	0618																

(注1) 関係会社の記入には、6(1)(注1)を参照してください。

(注2) **モノ以外のサービスとは**、運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフト、文化、興行等の各種サービス、特許権等使用料等をいいます。

(注3) 損益計算書に計上した国際取引に限って記入してください。



### 9 技術の所有及び取引状況

(1) 特許権等の所有、使用状況 (年度末現在)

内 容	所有しているもの(件)	うち、使用しているもの(件)	
		うち、使用しているもの(件)	うち、自社開発のもの(件)
特 許 権	0901		
実 用 新 案 権	0902		
意 匠 権	0903		

(注) 「うち、使用しているもの」には、他社に供与しているものも含めてください。

(2) 技術取引

①受取金額 (年度)

内 容	受取金額											
	千円					万円						
	千	百	十	億	千	百	十	億	千	百	万	円
特許権	国内	0911										
	海外	0912										
実用新案権	国内	0913										
	海外	0914										
意匠権	国内	0915										
	海外	0916										
著作権	国内	0917										
	海外	0918										
うち、ソフトウェア	国内	0919										
	海外	0920										
その他	国内	0921										
	海外	0922										

(注1) 関係会社とは、子会社、関連会社及び親会社をいいます。

(注2) 「受取金額」、「支払金額」には、新規・継続を問わず当該年度に、国内又は海外の企業との間に技術の受入れ・提供を行った場合に記入してください。  
 なお、貴社としての「受取金額」、「支払金額」に加え、内数としての関係会社との「受取金額」、「支払金額」について記入してください。

(注3) 「うち、ソフトウェア」とは、コンピュータ・ソフトウェアをいいます。

②支払金額 (年度)

内 容	支払金額											
	千円					万円						
	千	百	十	億	千	百	十	億	千	百	万	円
特許権	国内	0923										
	海外	0924										
実用新案権	国内	0925										
	海外	0926										
意匠権	国内	0927										
	海外	0928										
著作権	国内	0929										
	海外	0930										
うち、ソフトウェア	国内	0931										
	海外	0932										
その他	国内	0933										
	海外	0934										

### 10 企業経営の方向

(1) 取締役の人数 1001

(注) 関係会社の記入には、9(2)(注1)を参照してください。

貴社の取締役の人数を記入してください。(年度末現在)

社内取締役(人)	社外取締役(人)	うち、関係会社(人)

(注1) 監査役が1人でもいる場合は「1. 監査役(会)設置会社である」に該当します。

(注2) 「4. その他」には、「1」～「3」以外の場合に該当します。

(2) 貴社の機関設計について、該当する番号に○を付けてください。(年度末現在)

- 1002 1. 監査役(会)設置会社である 2. 指名委員会等設置会社である  
 3. 監査等委員会設置会社である 4. その他

(注1) 執行役員向けは「1. 取締役等向けに実施」に該当します。

(注2) 従業員向けとは、取締役などの会社役員以外をいいます。

(3) ストックオプション制度の実施状況について、該当する番号すべてに○を付けてください。(年度末現在)

- 1003 1. 取締役等向けに実施 2. 従業員向けに実施 3. 実施していない

## 経済産業省企業活動基本調査 集計事項一覧(速報)

第1表	総括表(時系列)産業別、企業数、事業所数、常時従業者数、総資本、売上高、付加価値額
第2表	産業別、企業数及び事業組織別事業所数
第3表	産業別、従業者数(正社員・正職員数、その他の従業者数等)
第4表	産業別、資産・負債及び純資産
第5表	産業別、部門別売上高
第6表	産業別、営業費用及び利益
第7表	産業別、資本金規模別総括表
第8表	産業別、従業者規模別総括表
第9表	産業別、売上高経常利益率別企業数
第10表	産業別、子会社・関連会社数(議決権所有割合別)
第11表	産業別、子会社・関連会社数(地域別)
第12表	都道府県別、企業数、事業所数、従業者数、総資本、売上高、付加価値額
第13表	産業別、専業・兼業別、売上高、営業費用及び利益

## 経済産業省企業活動基本調査 集計事項一覧(確報)

## 第1巻 総合統計表

第1表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数
第2表	産業別、従業者規模別、資本金規模別、企業数
第3-1表	産業別、資本金規模別、企業数、売上高、経常利益、資産、負債及び純資産、剰余金の配当状況
第3-2表	産業別、資本金規模別、企業数、固定資産の当期取得額・減少額
第4表	産業別、資本金規模別、企業数、売上高、経常利益、当期純資産、付加価値額、営業費用、営業利益、営業外利益、営業外費用
第5表	産業別、設立形態別、設立年別企業数
第6表	産業別、組織再編行為別企業数
第7表	産業別、企業数、事業組織別事業所保有数
第8表	産業別、企業数、事業組織別従業者数
第9表	産業別、企業数、事業所数、研究開発(受委託を含む)への取組状況
第10表	産業別、企業数、売上高、研究開発費及び売上高比率、受託研究費、研究開発投資、能力開発費
第11表	産業別、企業数、特許権、実用新案権、意匠権別の所有件数及び使用件数
第12表	産業別、企業数、技術取引の受取金額
第13表	産業別、企業数、技術取引の支払金額
第14表	産業別、企業数、取締役の人数、機関設計の状況、ストックオプション制度の実施状況
第15表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数
第16表	産業別、都道府県別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数

## 第2巻 事業多角化等統計表

第1表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数
第2表	産業別、事業形態別、企業数、部門別売上高、営業費用、費用の内訳、情報処理・通信費、支払リース料、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、当期純利益、付加価値額
第3表	産業別、事業活動別、企業数、売上高
第4表	産業別、従業者規模別、企業数、売上高及びモノの輸出額、売上原価、仕入高及びモノの輸入額
第5表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、部門別売上高、営業費用、営業利益、モノの輸出額、モノの輸入額、総資産、子会社・関連会社の保有社数
第6-1表	産業別、モノの輸出企業数、モノの輸出企業の売上高、モノの輸出額、地域別のモノの輸出額、モノ以外の輸出企業数、モノ以外のサービスの海外からの受取金額
第6-2表	産業別、モノの輸出企業数、モノの輸出比率別企業数
第7-1表	産業別、モノの輸入企業数、モノの輸入企業の仕入高、モノの輸入額、地域別のモノの輸入額、モノ以外の輸入企業数、モノ以外のサービスの海外への支払金額
第7-2表	産業別、モノの輸入企業数、モノの輸入比率別企業数
第8表	産業別、事業形態別、子会社・関連会社保有企業数、議決権所有割合別、国内・海外別、子会社・関連会社数
第9表	産業別、業務の外部委託内容別企業数
第10表	産業別、製造委託の金額
第11表	産業別、製造委託以外の委託分野別、国内・海外別企業数及び業務委託金額

## 第3巻 子会社等統計表

第1表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数
第2表	産業別、子会社・関連会社保有の企業数、議決権所有割合別、国内・海外別、子会社業種別社数
第3表	産業別、海外子会社・関連会社保有の企業数、議決権所有割合別、地域別、子会社業種別社数
第4表	産業別、企業数、関係会社への投融資額等
第5表	産業別、子会社・関連会社の増加・減少企業数及び国内・海外別保有社数
第6表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、部門別売上高、営業費用、営業利益、モノの輸出額、モノの輸入額、総資産、子会社・関連会社の保有社数
第7表	産業別、親会社業種別、議決権所有割合別、国内・海外別社数
第8表	産業別、親会社業種別、親会社の経営形態別、連結対象関係別の企業数

## 経済産業省企業活動基本調査の必要性

### 1. 調査の目的・必要性

近年我が国企業は、技術革新・情報化・サービス化の進展、消費者ニーズの多様化、グローバル化等を背景に、事業活動を多様かつ広範に展開し、この結果、我が国の産業構造は著しく変容を遂げている。こうした企業活動の新たな広がりには、同一企業内の複数事業所又は単一企業の領域を越え、複数の企業にわたる新たな活動形態を生み出している。しかし、このような事業活動の多様化の実態を定量的に把握することやその全体像を把握することは、これまでの事業所を対象とする調査においては困難であった。

経済産業省企業活動基本調査は、平成4年に第1回調査を、平成7年からは毎年実施し、企業の経営行動や多面的な経済活動を総合的に調査している。平成28年調査で23回を数えるに至っているが、その間も、国内外の経済・社会情勢は急速に変化しており、その変化に対応するため、我が国企業は企業組織形態や経営戦略の見直しを図るなど、一層の多様化を進めている。本調査は、こういった変化の著しい企業活動を毎年的確に把握することに資しており、我が国経済構造の改革、産業競争力の強化、企業活動の環境整備等に係る経済産業政策を円滑かつ適切に講じていく上で、極めて重要である。

以上より、経済産業省企業活動基本調査は、近年大きく変化する我が国企業の活動実態を的確に把握するための基礎データとして有用であり、引き続き調査を行うことが必要である。

### 2. 他調査との重複

本調査と調査対象及び調査事項が重複している基幹統計調査としては科学技術研究調査（総務省）、法人企業統計調査（財務省）及び特定サービス産業実態調査（経済産業省）があるが、科学技術研究調査及び法人企業統計調査については既に両調査から重複部分のデータ移送を行っている。

また、特定サービス産業実態調査については、現在、重複是正に向けて関係各室等において調整を行うべく検討しているところ。

### 3. 行政記録情報の利活用

本調査で把握する調査事項と類似の事項が把握されている行政記録情報は確認できない。

### 4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

本調査は悉皆調査のため、調査客体の重複是正措置の対象とはならない。

履歴登録については、平成30年8月中頃までに調査結果名簿データの提出を予定している。

## 経済産業省企業活動基本調査結果の利用実態

経済産業省企業活動基本調査は、我が国企業の事業活動の多角化、国際化、ソフト化、企業間ネットワークの形成、分社化・子会社化等の多様な経済活動の実態を包括的に捉え、我が国企業の経営戦略や産業構造の変化を定量的に把握することを目的としている。

本調査で得られた調査結果は、経済産業省が担う経済構造の改革、産業競争力の強化、企業活動の環境整備等の経済産業施策の基礎資料、通商白書、中小企業白書等での分析利用、企業を対象とする各種統計調査の母集団名簿情報等として利用されている。また、大学及び研究機関等から分析研究のために調査票情報の統計目的外使用の申請や資料要求、民間人からの問い合わせ等、広範囲に活用されている。

### 【具体的な活用事例】

#### 1. 経済産業政策等の企画・立案のための基礎資料としての利用

##### ○産業施策関連

- ・企業のグローバル化の状況及びサービス化の進展の把握のため、付加価値構造と収益性・ビジネスモデル・海外展開動向等の関係性を分析することによって、産業活動分析等に活用。
- ・企業負担の転嫁と帰着に係る調査研究で収集されたデータベースと、財務情報、健康保険組合事業年俸の社会保険情報等を組み合わせることにより、社会保険料・法人税等の増減が雇用量・賃金等にどのように影響を与えるか、定量的に分析するために活用。
- ・グローバル化、少子高齢化が進行する中で、日本経済の成長力を維持・向上させるための政策の企画・立案に資するため、企業レベルの雇用・生産性・収益性と各種企業特性、産業特性、地域性の関係等を分析。

##### ○産業技術施策関連

- ・外資系企業優位性の源泉がどこにあるのか、技術力、競争力、成長力を算出し、収益力などに影響を与えるかを分析して今後の産業政策に資するような分析を行うために活用。

##### ○通商・貿易政策関連

- ・経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（グローバル・バリュー・チェーンにかかる調査・分析）としてとりまとめるために活用。
- ・貿易保険機能の見直しを行うに当たって、その基礎データを収集するために利用。

##### ○白書関連

- ・「通商白書」、「中小企業白書」等の各種白書において利用。例えば、「通商白書」では、海外展開を行う日本企業と海外展開を行わない日本企業との競争力の違い、海外展開の国内への影響について分析を行うために利用。

## 2. 各種統計調査の母集団名簿情報等としての利用

### ○調査対象選定・母集団名簿作成等における利用

- ・外資系企業動向調査（経済産業省）
- ・海外事業活動基本調査（経済産業省）
- ・情報通信業基本調査（総務省・経済産業省）
- ・中小企業実態基本調査（中小企業庁）

### ○他の統計調査の集計に際する利用（企業活動基本調査データの活用）

- ・外資系企業動向調査（経済産業省）
- ・海外事業活動基本調査（経済産業省）
- ・中小企業実態基本調査（中小企業庁）
- ・情報通信業基本調査（総務省・経済産業省）

## 3. 大学・研究機関等における実証分析や調査研究の基礎資料としての利用

### ○内閣府経済社会総合研究所

- ・「経済財政白書」において、個々の企業の全要素生産性の計測並びに企業の生産性と参入・退出行動等の関係に関する分析を行う。
- ・東日本大震災が経済成長に与えた影響を分析し、震災からの経済復興過程の特色を明らかにする。

### ○財務省財務総合政策研究所

- ・日本企業の雇用の非正規化が効率的な労働投入量の達成にどの程度寄与しているかを Hamermesh(1989)流の労働需要関数を推定することで検証

### ○文部科学省科学技術政策研究所

- ・科学技術イノベーション政策の立案・展開に資するため、事業の国際展開を含む、企業活動の拡大・企業成長とイノベーション活動との関係を明らかにする調査研究

### ○農林水産省農林水産政策研究所

- ・食品関連市場におけるグローバルな民間主体・企業行動の実態を踏まえたフード・セキュリティに関する政策分析

### ○独立行政法人経済産業研究所

- ・サービス部門の企業の海外進出が国内の雇用・賃金に与える影響について実証的に分析
- ・企業の製品生産ネットワークについて実証的に分析
- ・産業特性が産業レベルの生産性成長率やR&D投資に与える影響について実証に検討
- ・社会における人々の多様性が新たな知識の創造を促すことで高い生産性を実現し、その結果が社会に還元されているかを実証的に検討

### ○大学等における各種調査研究

- ・日本企業の国際化戦略とイノベーション、技術スピルオーバー効果等の相互関係についての実証分析
- ・製造業のサービス化の実証分析 等

平成29年3月21日  
総務省政策統括官（統計基準担当）

# 諮問第103号の概要

（経済産業省企業活動基本調査の変更）

# 経済産業省企業活動基本調査の概要（現状）

## 調査の目的

企業の活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

## 調査の概要

### 調査範囲

次の産業に属する事業所を有する企業のうち、従業員50人以上かつ資本金額又は出資金額3,000万円以上のもの

【対象産業】（★は一部を対象としていることを示す。）

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」（★）、「情報通信業」（★）、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」（★）、「不動産業、物品賃貸業」（★）、「学術研究、専門・技術サービス業」（★）、「宿泊業、飲食サービス業」（★）、「生活関連サービス業、娯楽業」（★）、「教育、学習支援業」（★）、「サービス業（他に分類されないもの）」（★）

### 調査事項

①企業の名称及び所在地、②資本金額又は出資金額、③企業の設立形態及び設立時期、④直近1年間の組織再編行為の状況、⑤企業の決算月、⑥事業組織及び従業員数、⑦親会社、子会社・関連会社の状況、⑧資産・負債及び純資産並びに投資、⑨事業内容、⑩取引状況、⑪事業の外部委託の状況、⑫研究開発及び能力開発、⑬技術の所有及び取引状況、⑭企業経営の方向

### 報告者数

約38,000  
(全数)

### 期日等

〔把握時点〕  
毎年3月31日現在  
〔調査期間〕  
毎年5月中旬～7月中旬

### 調査系統方法

経済産業省  
|  
民間事業者  
|  
報告者

### 公表

速報：計画上は調査実施後8か月以内（実際には、およそ6か月後）  
確報：計画上は調査実施後1年4か月以内（実際には、およそ1年後）

※調査方法：郵送又はオンライン

# 主な利用例

## 1 経済産業政策等の企画・立案のための基礎資料としての利用

### ①産業施策関連

企業のグローバル化の状況及びサービス化の進展の把握・分析に活用

### ②白書関連

「経済財政白書」、「通商白書」、「中小企業白書」等の各種白書において利用

## 2 母集団名簿の一部としての利用、他の統計調査へのデータ提供

- ・外資系企業動向調査（経済産業省:毎年）
- ・情報通信業基本調査（総務省・経済産業省:毎年） など

## 3 大学・研究機関等における研究・分析に利用

### ①独立行政法人経済産業研究所

サービス部門の企業の海外進出が国内の雇用・賃金に与える影響について分析

### ②大学等における各種調査研究

日本企業の国際化戦略とイノベーション等の相互関係について分析

# 今回の変更内容

変更の適用時期：平成30年調査から

## 1. 調査事項

### (1) 消費税の取扱いについて「税込み」のチェックボックスを追加

(現状)

(7) 消費税の取扱い (口内にレを記入)	0106	税抜き <input type="checkbox"/>	☆ 消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。 ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入し、口内にレを記入してください。
--------------------------	------	------------------------------	---



(変更後)

(7) 消費税の取扱い (口内にレを記入)	0106	税込み <input type="checkbox"/>	税抜き <input type="checkbox"/>	消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入してください。選択した記入方法の口内をチェックしてください。
--------------------------	------	------------------------------	------------------------------	---

### (2) 従業員の区分名称の変更

(現状) パートタイム従業員 → (変更後) 正社員・正職員以外 (パート・アルバイトなど)

(現状) 臨時・日雇雇用者 → (変更後) 臨時雇用者

### (3) 「有形固定資産の除却額」の項目名の変更

(現状) 有形固定資産の当期除却額 → (変更後) 有形固定資産の当期減少額

(注) 無形固定資産については従前から「無形固定資産の当期減少額」となっている

# 今回の変更内容

## (4) 「企業経営の方向」に関する調査事項について選択肢の追加

### ① 指名委員会等設置会社など機関設計に関する事項

(現状)

(2) 指名委員会等設置会社ですか。該当する番号に○を付けてください。

1002

1. はい

2. いいえ

(変更後)

(2) 貴社の機関設計について、該当する番号に○を付けてください。(年度末現在)

1002

1. 監査役(会)設置会社である 2. 指名委員会等設置会社である

3. 監査等委員会設置会社である 4. その他

### ② ストックオプション制度の実施状況に関する事項

(現状)

(3) ストックオプション制度について、設問の該当する番号に○を付けてください。

1003

ストックオプションの実施状況 1. 実施している

2. 実施していない

(変更後)

(3) ストックオプション制度の実施状況について、該当する番号すべてに○を付けてください。(年度末現在)

1003

1. 取締役等向けに実施

2. 従業員向けに実施

3. 実施していない

## (5) 法人番号の記入欄を追加

# 今回の変更内容

## 2. 集計事項

- (1) 上記1 (3) 及び (4) の変更に伴う集計項目の変更
- (2) 集計項目間の整合を図るための変更
- (3) 統計表の有用性を向上させるため表章を変更
  - ・コスト・ベネフィットを考慮して集計事項の一部取りやめ(注) 二次的な利用については影響はなく、今までどおり利用可

## 3. 公表時期

上記2 (3) により確保した作業工数を使い確報公表を1か月早期化

(注) 上記のほか、実質的な変更を伴わない調査計画上の記述変更あり。

# 想定される論点

## 1. 変更内容の妥当性

特に集計事項の整理について、利活用上の観点及び集計実務上の観点の両面から確認

## 2. 本調査の将来的課題についての検討

前回答申（注1）の際に示された今後の課題（注2）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）で記載されている方策等（注3）を踏まえつつ、企業統計における本調査の在り方について議論

（注1）「諮問第22号の答申 経済産業省企業活動基本調査の変更について」（平成22年1月25日付け府統委第9号）

（注2）①企業活動に関する統計の体系的整備  
②調査対象範囲及び規模の見直し等

（注3）別表 今後5年間に講ずる具体的施策 「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等
1 経済関連統計の整備 （4）企業活動にかかる統計の整備	○ 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。

「経済産業省企業活動基本調査」における表章の見直しについて（概要）

平成 29 年 3 月  
経済産業省企業統計室

1. 問題意識

本調査は、平成 22 年以降、表章の変更は実施していない。統計作成業務の外注化により、担当職員の業務がより知的な部分にシフトしている中で、現在の体制において有用性を向上させるために、作業工程間の最適なりソース配分はどうあるべきか、利用者の意見も聴きながら見直すこととした。

2. 検討内容

- ① 膨大な工数を要する統計表は何か。その統計表の利用状況を把握。他の統計表と比較して有用性は高いか。
- ② 表章を変更することで統計表の有用性は向上すると判断できるか。
- ③ 他の統計表で代替ができるものはあるか。
- ④ 行政機関や統計利用者（学者、シンクタンク等）からの具体的要望があるか。

3. 検討結果

各統計表の利用状況を確認するため、経済産業省 HP に掲載されている統計表（Excel ファイル）のダウンロード（DL）数を確認したところ、

- (1) DL 数が比較的多いにもかかわらず、秘匿比率が高い 統計表
- (2) 作業工数を要するにもかかわらず、DL 数が少ない 統計表

が判明（別紙参照）したことから、当該統計表のうち、一部統計表の表章を見直すこととしたい。

なお、これらの 統計表の数値の主要なものについては、別の統計表で代替が可能 である。

また、当該変更案について「省内ヒアリング」及び「パブリックコメント」を行ったところ、特段の要望は無かった。

4. 今後の対応

今回、見直しの対象としている統計表は、秘匿・編集作業に合計で 30 日/人程度の工数を要していることから、この工数を、①統計精度向上（要因分析、サマリ審査等）、②広報資料等の充実（事例研究、トピックス等）、③公表時期の早期化等に充当することにより、本統計の拡充を図りたい。

なお、今回の見直しは統計表の表章の見直しであり、調査票の二次的利用への影響はなく、従前と同様の利用が可能である。

## 改正を要望する統計表と表章の変更内容

- ① 「企業数」だけの統計表とする（統計表の簡略化）。
- (1) 第1巻第2表 <秘匿作業工数 7日/人> <DL数 232回>  
産業別、従業者規模別、資本金規模別、企業数、総資産、売上高、付加価値額について、総資産、売上高、付加価値額欄を削除する。
- ② 製造業について、他の産業と同様に「中分類」ベースとする（「小分類」ベースの掲載の取りやめ）。
- (1) 第1巻第3-1表 <秘匿作業工数 4日/人> <DL数 121回>  
産業別、資本金規模別、企業数、売上高、経常利益、資産、負債及び純資産、剰余金の配当状況
- (2) 第1巻第3-2表 <秘匿作業工数 3日/人> <DL数 29回>  
産業別、資本金規模別、企業数、固定資産の当期取得額・除却額
- (3) 第1巻第4表 <秘匿作業工数 2日/人> <DL数 259回>  
産業別、資本金規模別、企業数、売上高、経常利益、当期純利益、付加価値額、営業費用、営業利益、営業外収益、営業外費用
- (4) 第2巻第2表 <秘匿作業工数 4日/人> <DL数 70回>  
産業別、事業形態別、企業数、部門別売上高、営業費用、費用の内訳、情報処理・通信費、支払リース料、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、当期純利益、付加価値額
- (5) 第2巻第4表 <秘匿作業工数 3日/人> <DL数 52回>  
産業別、従業者規模別、企業数、売上高及びモノの輸出額、売上原価、仕入高及びモノの輸入額
- ※ 上記の秘匿作業工数の合計（23日/人）を1.3倍し、秘匿・編集作業とした。

## &lt;参考&gt; DL数の比較的多い統計表

第1巻第1表	967回
16表	177回
第2巻第6-1表	192回
第3巻第2表	212回
3表	196回

注) DL数の対象期間は、平成28年11月1日～平成29年2月17日。